

## 副部長・理事長選出規程

### 第1章 総則

(制定趣旨)

第1条 本規程は、(財)全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下「専門部」という)専門部規約第7条に基づき、副部長及び理事長(以下「役員」という)選任に関する手続き、ならびに専門部運営組織について定める。

(目的)

第2条 本規程は、役員を選任を円滑かつ公正に実施し、専門部の健全な発展に寄与することを目的とする。

(選任方法)

第3条 専門部規約第7条に基づき理事会において、役員を選任する選挙を行う。

第4条 本規程における役員選挙の投票権を有する者とは、当該選挙公示時の理事とする。

第5条 選挙業務は選挙管理委員会が管理運営する。

(立候補資格)

第6条 役員選挙の立候補資格は、以下のとおりとする。

(ア) 副部長は、理事もしくは加盟校顧問であり、部長の補佐し部会を統括できる者とする。

(イ) 理事長は、理事もしくは加盟校顧問であり、見識が豊かで十分な経験を持ち、専門部を統括し、専門部の諸事業の育成及び発展に意欲的に寄与できる者。

第7条 立候補が無い場合については、以下のとおりとする。

(ア) 理事より推薦を募る。

(イ) 理事より推薦する場合は、3名以上の理事の推薦者を必要とする。

### 第2章 選挙組織

(選挙管理委員会)

第8条 選挙管理委員会は、常任理事6名・事務局長の7名をもって組織する。

第9条 選挙管理委員長は、委員の互選により定める。

第10条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条 選挙管理委員は原則として、全国理事会の日に改選される。

(組織運営)

第12条 選挙管理委員会は、全国理事会(改選時)に事務局長がこれを招集する。

第13条 選挙管理委員会は以下の管理運営を目的とし業務執行する。

(ア) 選挙に関する日程を確定し、選挙告知、立候補受付、立候補者公示、投票ならびに開票、集計などに関する業務を行うこと。

(イ) 有権者数、投票者数、各立候補者の得票などの選挙結果を有権者に告知すること。

(ウ) 投票の結果に基づく役員当選者の発表、ならびに公示を行うこと。

(エ) 上記に付帯する一切の業務を行うこと。

第14条 事務局は、選挙管理委員長から選挙に関する庶務の要請があった場合、その業務を行わなければならない。

### 第4章 選挙

(定数)

第15条 定数は以下のものとする。

副部長 1名

理事長 1名

(選挙公示)

第16条 選挙管理委員会は、選挙に関する以下の日程を決定し公示する。

- (ア) 選挙公示(原則として、投票日の一ヶ月前頃とする)
- (イ) 立候補締切(原則として、投票日の二週間前頃とする)
- (ウ) 立候補者公示(原則として、投票日の一週間前頃とする)
- (エ) 投票(原則として、全国理事会〔改選時〕当日とする)

第17条 選挙日程は公示前に、各理事へ通告することとする。

第18条 選挙公示日には、立候補書類を専門部ホームページから直接入手出来るようにする。

- (ア) 選挙公示書
- (イ) 立候補届用紙

第19条 選挙は専門部規約7条に基づき公示された全国理事会の優先議案とし、選挙管理委員会の告知に従って実施され、開票結果をもって可決成立とする。

第20条 選挙業務に関する重要事項は、専門部の広報手段を通じて各理事に公開する。

(立候補手続き)

第21条 立候補に必要な提出書類は以下のとおりとする。

- 立候補届(選挙管理委員会が定めた書式)
- ・経歴欄(氏名、所属校名、年齢、顧問歴、専門部役職歴など)

第22条 立候補届は、立候補締切日までに専門部事務局まで提出されなければならない。

第23条 立候補締切日以降の立候補者の辞退は認めないものとする。但し、以下に該当する場合を除く。

- (ア) 健康上の理由で選任後も役職を全うできないと認められるとき。
- (イ) 立候補資格を失う事由が生じたとき。

(選挙事務)

第24条 立候補者公示日には、各理事に以下の書類を送付する。

- ・立候補者公示書

第25条 選挙管理委員会は、立候補者公示と同時に投票所ならびに投票方法について、各理事に通知しなければならない。

第26条 選挙は投票日に即日開票し、選挙管理委員長は開票結果を全国理事会の場で速やかに発表しなければならない。

(投票)

第27条 理事または代理人は、投票日に定められた投票場所で投票を行う。

第28条 代理人は「代理人申請書」をもって代理人と認める。

(当選)

第29条 候補者の中で、最も多くの得票数を得た者を当選とする。

第30条 候補者が複数いない場合は、無投票当選とする。

(規程の変更)

第31条 この規程の変更は、選挙管理委員会が提案し、全国理事会の決議を必要とする。

(付則)

第32条 本規程の改定は平成19年2月全国理事会において承認された専門部規約第7条の改定発効と同時に施行される。